

職業実践専門課程として認定する専修学校の専門課程の推薦について

文 部 科 学 大 臣 殿

令和7年7月31日

下記の専修学校の専門課程を職業実践専門課程として認定する課程として推薦します。

記

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地		
横浜呉竹医療専門学校		平成14年1月11日		坂本 歩		〒 222-0033 (住所) 神奈川県横浜市港北区2-7-24 (電話) 045-471-3731		
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地		
学校法人 呉竹学園		昭和31年10月17日		坂本 歩		〒 160-0008 (住所) 東京都新宿区四谷三栄町16-12 (電話) 03-3341-4043		
分野	認定課程名	認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度		
医療	医療専門課程	柔道整復科 特修コース		平成29(2017)年度	-	-		
学科の目的	柔道整復師法に基づき、柔道整復に関する専門的知識及び技術を修得させ、職業若しくは実生活に必要な能力の育成と教養の向上を図るとともに、柔道整復師に求められる、より実践的かつ専門的な能力を育成するため、関連企業、関係施設、業界団体等の企業等と密接に連携しながら、組織的かつ主体的に専攻分野における実務の知識、技術、技能等を教授することにより、職業教育の水準の維持向上を図り、もって生涯学習の振興に資することを目的とする。							
学科の特徴(主な教育内容、取得可能な資格 等)	学科の教育内容は、基礎分野・専門基礎分野・専門分野の3領域から構成され、一般教養科目、基礎医学、柔道整復の専門科目(実技・臨床実習含む)までを体系的に網羅した教育内容を特徴とし、柔道整復師の国家資格取得を目指す学科である。							
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入	2,820 単位時間	1,884 単位時間	- 単位時間	180 単位時間	- 単位時間	756 単位時間
		- 単位	- 単位	- 単位	- 単位	- 単位	- 単位	
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)	中退率			
90 人	18 人	0 人		0%	9 %			
就職等の状況	■卒業者数(C)		11	人				
	■就職希望者数(D)		11	人				
	■就職者数(E)		9	人				
	■地元就職者数(F)		6	人				
	■就職率(E/D)		82	%				
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		67	%				
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		82	%				
	■進学者数		0	人				
	■その他							
	進路未定2名							
(令和 6 年度卒業者に関する令和 6 年 5 月 1 日時点の情報)								
■主な就職先、業界等								
(令和6年度卒業生)								
接骨院、介護施設、スポーツ施設、病院・医院、独立開業等								
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載			無				
評価団体: -		受審年月: -		評価結果を掲載したホームページURL -				
当該学科のホームページURL	https://www.kuretake-yokohama.ac.jp/							
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)							
	総授業時数		2,820 単位時間					
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		252 単位時間					
	うち企業等と連携した演習の授業時数		単位時間					
	うち必修授業時数		252 単位時間					
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		252 単位時間					
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		単位時間					
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		単位時間					
	(B: 単位数による算定)							
	総単位数		- 単位					
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数		単位					
	うち企業等と連携した演習の単位数		単位					
うち必修単位数		単位						
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数		単位						
うち企業等と連携した必修の演習の単位数		単位						
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)		単位						
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者		(専修学校設置基準第41条第1項第1号)		8 人			
	② 学士の学位を有する者等		(専修学校設置基準第41条第1項第2号)		0 人			
	③ 高等学校教諭等経験者		(専修学校設置基準第41条第1項第3号)		0 人			
	④ 修士の学位又は専門職学位		(専修学校設置基準第41条第1項第4号)		0 人			
	⑤ その他		(専修学校設置基準第41条第1項第5号)		0 人			
	計				8 人			
	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数				6 人			

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

専攻分野(医療)に関する業界のニーズ、人材の動向、最新の専門知識・技術等を把握するため、施術所、医療機関、介護福祉施設、職能団体及び学術団体等(以下、企業等という。)の役職者及び有識者で構成される教育課程編成委員会を設置し、企業等の高い見識、専門性を活かして、実践的かつ専門的な職業教育を推進するため、企業等と連携して教育課程の編成、授業科目の開発、授業内容の改善・工夫・評価等を行うことを基本方針とする。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会は、「学校法人呉竹学園教育課程編成委員会規則」及び「呉竹鍼灸柔整専門学校教育課程編成委員会実施要綱」の規定に基づき運営されている。教育課程編成委員会は、年2回以上開催することとし、校長が招集する。教育課程編成委員会では、作業部会(教育課程編成会議)での検討事項や教育課程の編成に関する事項について審議するほか、企業等の要請、意見、助言等に基づいて教育実施計画書及び事業計画を策定し、所定の決裁を受ける。年度末には教育課程における学修成果等を作業部会にて検証し、その結果を教育課程編成委員会に報告したうえで、評価を受ける。評価結果については次年度にフィードバックすることで、教育課程編成における一連のPDCAを実践している。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年4月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
齋藤 武久	公益社団法人 神奈川県柔道整復師会 会長	令和7年4月～令和8年3月	①
田代 優樹	たしろ鍼灸接骨院 院長	令和7年4月～令和8年3月	③
阿久津 弘宜	なおしや はり灸整骨院 院長	令和7年4月～令和8年3月	③
鈴木 昌子	すずき整骨院 院長	令和7年4月～令和8年3月	③
坂本 歩	横浜呉竹医療専門学校 校長		—
田中 秀和	横浜呉竹医療専門学校 柔道整復科 科長		—
工藤 大介	横浜呉竹医療専門学校 柔道整復科 主任		—
千田 由美子	横浜呉竹医療専門学校 柔道整復科 主任		—
津金 達也	横浜呉竹医療専門学校 事務長		—
大久保 和弥	横浜呉竹医療専門学校 事務長補佐		—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (7月、12月)

(開催日時(実績))

第1回 令和6年7月17日 16:00～17:00

第2回 令和6年12月18日 16:00～17:00

第3回 令和7年7月16日 16:00～17:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

①これまでの臨床実習における課題や指摘等から、特に外部の接骨院、整形外科等での臨床実習の指導内容について見直しを行った。まず医療時事者としての身だしなみについてチェックシートを用いることとし、次に実習成果をより分かりやすく明確にするため、個別の学習目標を立てるとともに自己評価及び振り返りのグループワークを行うこととした。また、治療の実際では施術計画等を明確にしている接骨院を実習先に選定することなどが提案された。

②スポーツトレーナーに関する分野のニーズ等の指摘を踏まえ、トレーナー見学会及び釜石トレーナー研修を実施するとともに、その分野のスペシャリストを講師に招き、特別授業を実施することとした。

③初年次教育における助言等を踏まえ、学習支援の一環としてフリー勉強会、カウンセリングミーティング、キャリアガイダンス等を開催した。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

企業等から派遣された経験豊富な講師を起用し、日常の臨床経験を活かした実践的且つ専門的な実技実習を行うことを基本方針とする。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

協定を締結した企業等で活躍する現場の施術者であって且つ教員資格を有する者を講師として招き、授業計画に基づいて臨床経験を活かした実践的な授業を行うとともに、各学期毎に試験による成績評価を行うことで学修成果を把握し、その結果をもとに必要に応じて補講等を行うなど技術修得のサポートを行っている。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	企業連携の方法	科目概要	連携企業等
固定法Ⅰ	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	固定法の基礎となる巻軸帯を用いた基本包帯法と冠名包帯法の技術及びそれらを応用した各種固定具を用いた固定の手法を修得する。	大河原接骨院
柔整後療法	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	手技療法の基本的技術(基本手技)を身につけ、主要なスポーツ障害の病態を正しく理解したうえで適切な処置方法を学ぶ。	田子浦鍼灸接骨院
柔整応用治療法Ⅱ	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	臨床現場で遭遇する可能性の高い外傷、障害の治療法を学ぶとともに、外傷を想定した診察、整復、固定法、検査法を学ぶ。	たかはし鍼灸院・整骨院
臨床実習Ⅲ	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	施術所にて患者の診察の補助及び施術の補助を学ぶとともに、療養費の支給申請等の実務に関する知識を身につける。	林接骨院
臨床実習Ⅳ	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	施術所における基本業務を理解した上で、診察、検査法、施術、療養費の支給申請等の一通りの施術業務を実践できる能力を身につける。	林接骨院

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的にを行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

「学校法人呉竹学園研修規程」において、①学校は、教職員の専門性の向上と人材育成を目的として計画的に研修を受講させるほか、教職員が自己啓発により自ら学ぶことを奨励する。②学校は、教職員に対し常に関連分野における先端的知識を得られる環境を与え、資質の向上を図り、もって教育目標の実現に努める。③学校は、研修や自己研鑽による教職員のスキルアップを評価し、考課を行う。ことを基本方針として規定している。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	日本柔道整復接骨医学会 学術大会	連携企業等:	日本柔道整復接骨医学会
期間:	令和6年11月30日～12月1日	対象:	専任教員
内容:	学会との連携の下に行われる柔道整復に関する専門知識、症例、臨床等の専攻分野における学術研鑽		
研修名:	呉竹医学会 学術大会	連携企業等:	医療機関、養成施設、治療院等
期間:	令和6年9月28日	対象:	専任教員
内容:	医療機関、教育機関、企業等の専門分野の講師による専攻分野における学術研鑽		
研修名:	卒後臨床講習会	連携企業等:	医療機関、治療院等
期間:	令和6年7月28日、8月25日、令和7年2月16日	対象:	専任教員
内容:	医療機関、治療院等の臨床経験を有する講師による専攻分野における実技実習研修		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	全国柔道整復学校協会 教員研修会	連携企業等:	(公社)全国柔道整復学校協会
期間:	令和6年8月8日～9日	対象:	専任教員
内容:	養成施設加盟校団体との連携に基づく専門教育の指導力向上及び教員の資質の向上を図る研修		
研修名:	解剖見学実習	連携企業等:	鶴見大学歯学部
期間:	令和6年7月29日～30日	対象:	専任教員
内容:	教育機関との連携による専門分野科目における指導力の向上		

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	日本柔道整復接骨医学会 学術大会	連携企業等:	日本柔道整復接骨医学会
期間:	令和7年12月6日～7日	対象:	専任教員
内容	学会との連携の下に行われる柔道整復に関する専門知識、症例、臨床等の専攻分野における学術研鑽		
研修名:	呉竹医学会 学術大会	連携企業等:	医療機関、養成施設、治療院等
期間:	令和7年10月4日	対象:	専任教員
内容	医療機関、教育機関、企業等の専門分野の講師による専攻分野における学術研鑽		
研修名:	卒後臨床講習会	連携企業等:	医療機関、養成施設、治療院等
期間:	令和7年6月29日、7月13日、8月3日	対象:	専任教員
内容	医療機関、治療院等の臨床経験を有する講師による専攻分野における実技実習研修		

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	全国柔道整復学校協会 教員研修会	連携企業等:	(公社)全国柔道整復学校協会
期間:	令和7年9月27日～28日	対象:	専任教員
内容	養成施設加盟校団体との連携に基づく専門教育の指導力向上及び教員の資質の向上を図る研修		
研修名:	解剖見学実習	連携企業等:	鶴見大学歯学部
期間:	令和7年8月21日～22日	対象:	専任教員
内容	教育機関との連携による専門分野科目における指導力の向上		

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

専修学校における学校評価ガイドラインに基づき、学校が自ら行う自己点検・自己評価の結果に対して、外部の学校関係者の意見や評価を柔軟に取り入れ、教育活動の改善を図るとともに、自己点検・自己評価の客観性・透明性を確保し、適正且つ健全な学校運営を維持することを基本方針とする。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	教育理念・目的・目標
(2) 学校運営	学校運営
(3) 教育活動	教育課程、教育の実施、学修成果、教育実施組織、教員
(4) 学修成果	教育課程、教育の実施、学修成果
(5) 学生支援	学生支援
(6) 教育環境	教育環境
(7) 学生の受入れ募集	学生の受入れ
(8) 財務	教育活動の基盤と改善・向上の取組
(9) 法令等の遵守	教育活動の基盤と改善・向上の取組
(10) 社会貢献・地域貢献	教育活動の基盤と改善・向上の取組
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

- ① 学生一人ひとりの学習行動、成長実感、満足度等を体系的に把握し、教育活動等の点検・評価・改善等を行うことを目的とした学生満足度調査を実施すべきとの提言に基づき、「令和6年度学生満足度調査・学生生活実態調査」を実施した。
- ② 業界団体との交流の促進、在校生のキャリアアップに資するよう、業界団体が主催する学術講習会の会場を提供した。
- ③ 卒業生との連携において、卒業後は学校と疎遠になりやすく同窓会主催の講演会や卒後臨床講習会、懇親会等の参加状況等に課題を有していることから、卒業生との結びつきを向上させるため、講演会の内容、実施方法、案内方法などを見直すとともに、卒業生への調査実施に向けて準備を行った。
- ④ 学生募集について、高校生を意識した募集活動を強化すべきとの提言から、ホームページやパンフレット等を全面的に見直し、若年層に訴求しやすい内容に変更を行った。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
齋藤 武久	公益社団法人 神奈川県柔道整復師会 会長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員
大淵 真	一般社団法人 神奈川県鍼灸マッサージ師会 会長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員
草山 真紀夫	公益社団法人 神奈川県鍼灸師会 会長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員
金城 岳大	株式会社リライフ みどりの風 代表	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員
佐久間 裕之	源和鍼灸院 院長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員
阿久津 弘宜	なおしや はり灸整骨院 院長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員
木ノ内 秀効	田子浦鍼灸接骨院 院長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員
鈴木 昌子	すずき整骨院 院長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員
田代 優樹	たしろ鍼灸接骨院 院長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.kuretake-yokohama.ac.jp/about/evaluation/>

公表時期: 令和7年7月31日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

専門学校における情報提供等への取組に関するガイドラインに基づき、学校の教育活動・運営等に関するさまざまな情報を広く提供することにより、企業等の学校関係者に対して本校の取り組み状況等の周知を図るとともに、評価や助言等を得やすい環境を整備し、以て教育活動の改善及び社会的地位向上に資することを基本方針とする。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	学校概要、設置目的、教育理念、運営方針、校長名、所在地、連絡先、沿革等
(2)各学科等の教育	各科の概要(定員・修業年限等)、カリキュラム、シラバス、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー、取得資格率、卒業率、就職率等
(3)教職員	教職員数、教員プロフィール等
(4)キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育の取組及び実施報告、就職支援等
(5)様々な教育活動・教育環境	学校行事、課外活動等
(6)学生の生活支援	指定学生寮、健康管理、学生相談等
(7)学生納付金・修学支援	学生納付金、奨学金・教育ローン、学校独自の奨学金、経済的支援措置等
(8)学校の財務	事業報告書、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、監査報告書
(9)学校評価	自己点検自己評価及び学校関係者評価の結果
(10)国際連携の状況	上海中医薬大学学術交流
(11)その他	職業実践専門課程の基本情報

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: https://www.kuretake-yokohama.ac.jp/about/public_info/

公表時期: 令和7年7月31日

授業科目等の概要

(医療専門課程 柔道整復科 特修コース)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1		○		総合基礎Ⅰ	科学的・理論的思考力を育てると同時に、人間性を高め、自主的な判断力を培い、生命倫理や人権とその尊厳について理解を深め、国際化・情報化社会に対応できる能力を養う。また施術者としてのコミュニケーション能力を高める。	1前	150	8	○			○			○	
2		○		総合基礎Ⅱ	科学的・理論的思考力を育てると同時に、人間性を高め、自主的な判断力を培い、生命倫理や人権とその尊厳について理解を深め、国際化・情報化社会に対応できる能力を養う。また施術者としてのコミュニケーション能力を高める。	2前	60	6	○			○			○	
3	○			運動器の機能構造Ⅰ	人体の構造における運動器の基礎知識（骨、関節、筋肉、神経）を臨床を見据えた視点で学習する。	1通	144	—	○			○		○		
4	○			運動器の機能構造Ⅱ	身体運動の力学及び、姿勢・歩行を運動学的な観点から分析し、その知識を臨床現場のどのような場面で活用できるかを学習する。	3前	36	—	○			○		○		
5	○			人体構造学	内臓系（消化器、呼吸器、泌尿器、生殖器）、神経系（中枢神経、自律神経、脳神経）、感覚器の構造と特徴を学習する。	2通	72	—	○			○			○	
6	○			人体機能学	「人体構造機能学」「人体構造学」で先行して学習した内臓系、神経系、感覚器系器官の構造を踏まえて、各器官の機能を詳細に学習する。	2通	72	—	○			○			○	
7	○			高齢者・競技者の生理学的特徴と変化Ⅰ	競技者や高齢者の身体機能の特性を十分に理解し、各年齢に応じた評価と指導を学習するとともに、運動に関わる身体の生理機能の基礎について学習する。	1後	36	—	○			○			○	
8	○			高齢者・競技者の生理学的特徴と変化Ⅱ	高齢者・競技者の生理学的特徴と変化Ⅰで修得した知識をもとに、そこで得た知識が運動とどのような関わりがあるかを学ぶ。また競技者や高齢者ではどのような違いがあるのかを理解する。	2前	36	—	○			○			○	
9	○			疾病の成り立ち	疾病の成り立ちを理解するため、病理学という科目において病気に関する知識や概念を学習する。	2前	36	—	○			○			○	
10	○			人体機能回復論	リハビリテーションの概説、現在柔道整復師に求められている機能訓練に関する分野について学習する。	2通	72	—	○			○			○	
11	○			内科診断治療学Ⅰ	人体構造学、人体機能学、疾病の成り立ちで修得した知識をもとに、内科疾患（正常構造及び機能の乱れた状態）について学習する。	2後	36	—	○			○			○	

12	○		内科診断治療学Ⅱ	柔道整復術の適応の可否を適切に判断に必要なとなる主要な内科的疾患について学ぶ。また、身体所見から患者の罹患疾患を推定するために必要となる診察のポイントを総論的観点から学習する。	3前	36	—	○			○			○	
13	○		外科診断治療学Ⅰ	柔道整復術の適応の可否を適切に判断に必要なとなる損傷、外科感染症、腫瘍、ショック、輸血・輸液、手術、麻酔といった外科領域のについての基本事項を学ぶ。	2後	36	—	○			○				○
14	○		外科診断治療学Ⅱ	柔道整復術の適応の可否を適切に判断に必要なとなる移植と免疫、出血と止血、心肺蘇生法、頭部・顔面外傷、脳卒中、胸部外傷、腹部外傷といった外科領域のについての基本事項を学ぶ。	3前	36	—	○			○				○
15	○		柔道整復術の適応と鑑別Ⅰ	X線撮影、コンピュータ断層撮影、MRI画像、超音波の正常像の理解と読影の手法を学ぶ。また、柔道整復師が遭遇しうる整形外科領域の疾患を学び、臨床現場に於いてその症状から病態を推測し、柔道整術の適応の可否を判断するとともに、医療機関への搬送などの適切な対応を学ぶ。	2後	36	—	○			○				○
16	○		柔道整復術の適応と鑑別Ⅱ	上肢の損傷・治療論、下肢の損傷・治療論、応用診察治療法で学習した柔整領域の外傷や障害に対し整形外科的な観点から、その症状や所見をもとに保存療法適応の可否を判断するための知識を得る。また、観血療法を必要とする場合の主な治療法を学ぶ。	3前	36	—	○			○				○
17	○		柔道整復師の業務と職業倫理	柔道整復師に必要な職業倫理、柔道整復師の業務及び保健医療の概要を学び、柔道整復師の業務を法に基づき正しく理解する。	1前	36	—	○			○		○		
18	○		健康の意義	現在の医療の根底となる公衆衛生的な観点からWHOの活動を始め、感染症や消毒法、生活環境や環境問題と健康との関連について学修する。	1前	36	—	○			○				○
19	○		柔道Ⅰ	柔道や柔道整復術は戦国時代の武術が起源とされ、時代の変遷とともに現代の柔道や柔道整復術に発展してきた。「精力善用」「自他共栄」という柔道の精神を通じ礼節や他者との関わり、柔道の技の形を学び、柔道整復術の原点を理解する。	1通	72	—				○	○			○
20	○		柔道Ⅱ	柔道Ⅰで習得した技術をより洗練し、講道館柔道初段取得に相当する柔道の技術を身につける。柔道整復師になるにあたり、柔道整復師の歴史を学び柔道整復師と柔道の関連を学ぶ。	3通	72	—				○	○			○
21	○		柔整社会学	社会保障制度の概要を知ること、柔道整復師としてどのように関わっていくかを学ぶ。	3後	36	—	○			○		○		
22	○		柔整外傷論基礎	柔道整復師の施術対象となる外傷（骨折、脱臼、捻挫、打撲、挫傷）の概要、発生機序、症状、合併症をについて学ぶとともに、外傷を理解するうえで必須となる、骨、関節の基本構造を学習する。	1通	108	—	○			○		○		
23	○		柔整外傷保存療法	外傷（骨折、脱臼、軟部組織損傷）の正常な治癒経過及び異常な治癒経過（合併症の発生等）を理解するとともに損傷治癒のゴール設定を行い、正常な治癒経過をたどるための、施術、再評価、指導管理の手法を学習する。	1後	36	—	○			○		○		

24	○		柔整人体構造機能学基礎	医療従事者としての基本的知識である人体の構造と機能を学ぶ土台となる科目であり、人体構造学（解剖学）、人体機能学（生理学）の必要性を臨床的観点からみつめ、現場における解剖学、生理学の知識の必要性を理解する。	1通	72	—	○			○		○		
25	○		柔整後療治療論	損傷部位の受傷後から治癒までの過程を理解し、より良い治癒に向け適切な物理療法を選択できる思考力・判断力を学ぶとともに、各種物理療法を治癒過程のどの段階に用いるのが適切かを判断できる知識を身につける。	1前	36	—	○			○		○		
26	○		上肢の損傷・治療論	上肢帯～手指までの骨折の発生機転、症状、合併症及び施術の概要を学習する。	2通	72	—	○			○			○	○
27	○		下肢の損傷・治療論	骨盤部～足指までの骨折及び脱臼の発生機転、症状、合併症について学習する。	2通	72	—	○			○		○		
28	○		軟部組織損傷・治療論	解剖学や生理学の知識に基づき身体の評価や治療について理解し、体幹部や体幹周囲の痛みに対し、その原因がどこにあるのかを検証するとともに、アライメント不良や動作不良から将来予測される外傷や障害についても学んでいき予防とも関連付けて学習する。	2後	36	—	○			○		○		
29	○		体幹の損傷・治療論	頭部、頸部、胸郭、脊柱の骨折及び脱臼と軟部組織損傷の特徴について学習する。	3前	36	—	○			○		○		
30	○		柔整応用治療論	症状及び画像所見から、問診、視診、触診、各種検査法を用いて患部の状態を正しく判定し、柔道整復術適応の可否を判断するための知識を学ぶとともに、その判断結果に対する適切な応急処置、施術、後療法を考えることができる能力を養う。	3通	72	—	○			○		○		
31	○		総合柔道整復論	専門基礎分野及び専門分野で学習した内容を臨床の観点から横断的に関連付け、柔道整復の理論を総合的に学習する。	3通	90	—	○			○		○		
32	○		柔整関連医学Ⅰ	専門基礎分野で学習した各科目における重要事項を柔道整復師の業務と結び付け、臨床現場のどのような場面でその知識を必要とするかを考える。	3後	108	—	○			○		○		
33	○		柔整関連医学Ⅱ	専門基礎分野で学習した科目内容を臨床に即して横断的に理解できるようにするとともに、臨床現場で必要となる医学知識を総合的に学習する。	3後	108	—	○			○		○		
34	○		固定法Ⅰ	固定法の基礎となる巻軸帯を用いた基本包帯法と冠名包帯法の技術及びそれらを応用した各種固定具を用いた固定の手法を学ぶ。	1通	72	—				○	○		○	○
35	○		固定法Ⅱ	伸縮性・非伸縮性のテーピングの特性を理解し、スポーツ現場から介護予防まで幅広い用途で利用できるテーピング固定を身につける。また、固定により生じる合併症の改善方法やその経過の判定の手法を学ぶ。	1通	72	—				○	○		○	
36	○		基本診察治療法	診察の基本的手法として、触診法及び関節可動域（ROM）測定法を身につける。触診及び関節可動域測定法を含め、「柔整外傷論基礎」で学習した外傷の特徴や症状を踏まえ模擬患者への診察の流れを学ぶ。	1通	72	—				○	○		○	

37	○		応用診察治療法	応用診察治療法は上肢、下肢、体幹の軟部組織損傷の概要を理解し、その検査法の手法を学習する。	2通	144	—			○	○	○		
38	○		外傷予防法	外傷予防法は臨床現場及びスポーツ現場、機能訓練施設での外傷予防に有効なストレッチングの理論と手法、ファンクショナルトレーニング等を身につける。	2後	72	—			○	○	○		
39	○		柔整後療法	手技療法の基本的技術（基本手技）を身につけ、主要なスポーツ障害の病態を正しく理解したうえで適切な処置方法を学ぶ。	3前	36	—			○	○		○	○
40	○		柔整応用治療法Ⅰ	臨床現場で遭遇する可能性の高い外傷、障害の治療法を学ぶとともに、外傷を想定した診察、整復、固定法、検査法を学ぶ。	3通	72	—			○	○	○		
41	○		柔整応用治療法Ⅱ	臨床現場で遭遇する可能性の高い外傷、障害の治療法を学ぶとともに、外傷を想定した診察、整復、固定法、検査法を学ぶ。	3通	72	—			○	○	○	○	○
42	○		臨床実習Ⅰ	施術所の基本業務を理解するとともに、学外の接骨院、整形外科、介護施設において、それぞれの施設における業務内容を理解する。	1通	45	—			○	○	○	○	○
43	○		臨床実習Ⅱ	学外の接骨院、機能訓練施設、整形外科において施術業務を経験し、一連の業務内容を学ぶとともに、患者対応及びプロフェッショナルリズムを身につける。	2通	45	—			○	○	○	○	○
44	○		臨床実習Ⅲ	施術所にて患者の診察の補助及び施術の補助を学ぶとともに、療養費の支給申請等の実務に関する知識を身につける。	2通	45	—			○	○	○	○	○
45	○		臨床実習Ⅳ	施術所における基本業務を理解した上で、診察、検査法、施術、療養費の支給申請等の一通りの施術業務を実践できる能力を身につける。	3通	45	—			○	○	○	○	○
合計					45	科目	132単位（2,820単位時間）							

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：実技を含めた各科目の年間成績評価が60点以上の者で、実技認定試験		1学年の学期区分	2期
履修方法：各学年毎に定められた必要な授業科目（単位）をすべて履修しなけれ		1学期の授業期間	18週

（留意事項）

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。